直轄土木工事における 働き方改革に向けた取り組み

からしま とおる

亨

辛嶋

国土交通省 大臣官房 技術調査課 事業評価・保全企画官

1. はじめに

本年4月から、時間外労働の上限規制などが盛り込まれた改正労働基準法が施行されています。 建設業については、法の適用まで5年間の猶予が与えられていますが、全産業平均と比べて年間300時間以上の長時間労働となっている現状を鑑 みると、着実な取り組みが求められます(図-1)。 また、週休2日が当たり前の環境で生まれ育ってきた今の若い世代に入職してもらうためには、 週休2日が確保されていることは、ある意味、最 低限の必要条件とも考えられます。その上で、こ の産業ならではの魅力・誇り・やりがいを感じて もらうことで、将来の担い手を確保していかなければなりません。

一方で, 受注産業である建設業の働き方改革

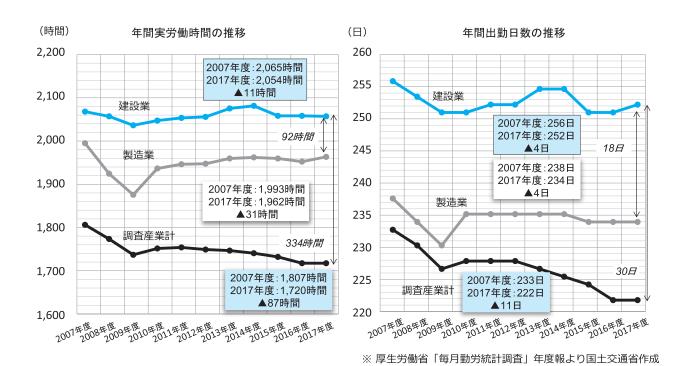


図-1 年間実労働時間および年間出勤日数の推移

は、発注者の理解と協力なくして成り立ちません。国土交通省は、他の発注者の「お手本」として、率先的な役割を担うべき立場にあります。本稿では、建設業の週休2日の確保を中心に、国土交通省の直轄土木工事における具体的な取り組みを紹介します。

2. 適切な工期設定

建設業の週休2日の確保を進める上でまず重要なことは、「休める工期」で発注することです。 国土交通省の直轄土木工事においては、施工に必要な実日数のほか、準備・後片付け期間、土日祝日などの休日や降雨・降雪等による不稼働日、工事の性格や地域の実情等を考慮した上で工期を設定しています。また、工期設定にあたっての条件明示を徹底しており、例えば、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合など、適切に工期の変更を行うこととしています。加えて、発 注者側が設定した工事工程については、受注者と 共有することをルール化し、受発注者双方が工期 に対して責任を持つことで、円滑な施工を図って います。

また、本年 2 月からは、余裕期間制度の活用を原則化することとしました(図-2)。これにより、受注者がより柔軟に技術者を配置できるようになるほか、工事工程管理に関する受注者の裁量が大きくなるものと考えています。

3. 週休2日の確保に必要な経費の計上

適切な工期設定のほか、週休2日の確保に必要な経費を計上することも、発注者の取り組みとして大変重要です。直轄土木工事においては、「週休2日対象工事」として、平成29年度から4週8休相当の現場閉所を実施した工事を対象に、共通仮設費と現場管理費に補正を行っています。また、平成30年度からは、補正対象の経費に労務

①「発注者指定方式」: 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」: 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」: 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



- (注) 1. 余裕期間の長さ:工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲
 - 2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間:技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

図-2 余裕期間制度

表-1 週休2日の取得に要する費用の計上(試行)

※()は港湾土木

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01(1.01)	1.03(1.02)	1.04(1.03)
現場管理費率	1.02(1.01)	1.04(1.02)	1.05(1.04)

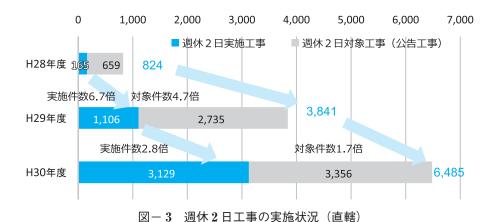


表-2 週休2日交替制モデル工事の試行

休日率(%) = 技術者・技能労働者の平均休日数 ÷ 工期 ※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする

休日率	4週6休以上7休未満	4週7休以上8休未満	4週8休以上
	(21.4%以上25.0%未満)	(25.0%以上28.5%未満)	(28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05

費や機械経費を加えるとともに、4週6休、4週7休の場合においても補正を実施しています(表-1)。この結果、平成30年度は、前年度比28倍となる年間3,129件の直轄工事で週休2日を確保しました(図-3)。

一方,24時間365日の対応を求められる維持工事や,完成まで一刻を争う災害復旧工事など,週2回の現場閉所が困難な工事もあります。こうした工事に従事する方々も,5年後には時間外労働の上限規制の対象になります。このため,国土交通省では,本年度から現場閉所が困難な工事を対象に,工事に従事する方々が交替制を組んで休日確保することを促進するため,「週休2日交替制モデル工事」を試行することとしました。本モデル工事においては,工事に従事する方々の休日

確保の状況に応じて、労務費の補正を行うこととしているほか、交替要員の確保のために必要となりうる間接経費について、実績に基づいて設計変更を行うこととしています(表-2)。

国土交通省としては、今後もこのような取り組みを通じて、現場閉所であれ、交替制であれ、あらゆる工事において週休2日を確保することができるよう、発注者の立場から建設業の働き方改革を推進していきます。

1. トイレに求める機能

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗, し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能 (フラッパー機能)
- (4) 容易に開かない施錠機能 (二重ロック等)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付,又は,荷物置き場の設備付き(耐荷重 5 kg 以上)

2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス (女性専用トイレに限る)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

3. 推奨する仕様, 付属品

- ⑫室内寸法 900 × 900 mm 以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッテングボード等)
- ⑤フラッパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

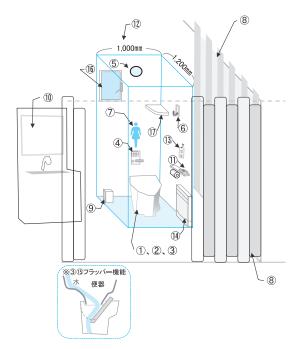


図-4 快適トイレ標準仕様の策定

4. 現場環境の改善

週休2日の確保のほか、3Kイメージに代表される建設現場の環境を改善することも働き方改革に資する重要な取り組みです。このうち、「きたない」の代表格である現場の仮設トイレも変わりつつあります。国土交通省では、平成28年に「快適トイレ」の標準仕様を定める(図-4)とともに、現場への導入経費を計上しています。平成30年度の直轄工事においては、3,346件の工事で

快適トイレを導入しています。引き続き、建設現場の環境の改善に資する取り組みを進めていきます。

5. おわりに

今回,直轄土木工事における働き方改革に向けた取り組みを紹介しました。今後,こうした取り組みが範となり,直轄土木工事のみならず,建設業全体の働き方改革の加速に寄与できるよう,引き続き取り組んでまいりたいと考えています。